

オーストラリア市場における
スノーリゾートプロモーション業務
仕様書

1 業務の名称

オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション業務

2 業務の目的

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会（以下「委託者」という。）では、スキー場を始めとした雪の魅力と国際観光都市としての魅力とが融合した札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在日数の延長等により、札幌の冬期における観光消費拡大を図ることを目的として取組を進めている。

本業務は、この取組の一環として、令和7年5月にオーストラリアで開催される SNOW TRAVEL EXPO 2025（以下「STE2025」という。）への出展を始めとしたオーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーションを行うことで、オーストラリアからの来札スキー客を増加させることを目的とする。

3 業務の内容

(1) STE2025 出展によるプロモーション

ア 出展する STE2025 の概要

(ア) オーストラリア・メルボルン開催

- ・ 開催日時 : 令和7年5月18日（日）9時～16時（予定）
- ・ ブースサイズ : W 3 m × D 3 m

(イ) オーストラリア・シドニー開催

- ・ 開催日時 : 令和7年5月25日（日）9時～16時（予定）
- ・ ブースサイズ : W 3 m × D 3 m

※ 上記(ア)及び(イ)の出展料（9,904AUD 及び GST）（以下「出展料」という。）は委託者から STE2025 主催者に直接支出するため、本業務における費用に出展料は含めないこと。

イ ブースの設営及び撤収

- (ア) 出展にあたり必要なブースの設営及び撤収に関する一切の業務を行うこと。
- (イ) ブースはプロモーションを行うのに効果的なレイアウトとし、必要な装飾等を行うこと。これらを実施するにあたっての備品の手配や装飾物等の制作につ

いては、費用を含めて受託者で対応すること。

なお、必要な場合は、下図のタペストリー（3000×760mm 程度）とスキー関連を含む観光動画データを、委託者から受託者に貸し出すことができる。



ウ ブースの運営

- (ア) ブースの運営に関する一切の業務を行うこと。
- (イ) 本業務の目的に資するプロモーションを企画し、実施すること。
- (ウ) ブースの運営にあたっては、日本語と英語が流暢に話せるスタッフを常時2名以上配置すること。

また、これらのスタッフに加えて、旅行業や札幌の観光情報、札幌のスキー場に精通し、ブース運営全般を統括する者を1名以上配置すること。

- (エ) ブースでは、オーストラリア市場へのプロモーションに有効な情報を収集するため、来場者にアンケートを実施すること。
- (オ) ブースでのプロモーションやアンケート実施のために必要な場合は、委託者からノベルティ（メモ帳等）を300個程度提供することができる。

エ 出展にあたっての留意事項

- (ア) STE2025 の出展者利用規約（<https://snowtravelexpo.com.au/exhibitor-information/terms-and-conditions/>）などを確認するとともに、必要に応じて主催者等と連絡調整を行った上で、実施をすること。
- (イ) 出展時には、委託者からも数名が現地へ行くことを想定しているが、委託者が現地に行く際の飛行機や宿の手配については委託者で別途対応するため、本業務における費用には含めないこと。

(2) STE2025 出展以外でのプロモーション

本業務の目的に資するため、前述の(1)の他に、オーストラリア市場に向けたプロモーションを次のア～ウの中から1つ以上企画し、実施すること。

ア 商品造成の取組

商品造成の取組を行う場合は、販売も含めて実施をするとともに、当該商品造成が誘客に資する取組になったのか効果検証を行い、委託者に報告すること。

イ B t o Bプロモーションの取組

B t o Bプロモーションの取組を行う場合は、当該プロモーション実施後の現地事業者などからの問い合わせ等にも対応するとともに、当該B t o Bプロモーションが誘客に資する取組となったのか効果検証を行い、委託者に報告すること。

ウ 上記アイ以外の取組

上記アイ以外の取組を実施する場合は、当該取組が誘客に資する取組になったのか効果検証を行い、委託者に報告すること。

(3) 実施結果の報告

本業務の実施概要、アンケート結果の集計・分析等を含む実施結果及び効果等を取りまとめ、報告書を作成して提出すること。

なお、当該報告書は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにすること。

(4) パンフレットについて

本業務を実施するために必要な場合は、委託者において以下のパンフレットを用意し、受託者に提供することができる。受託者は、委託者からパンフレットの提供を受けた場合は、本業務で効果的に活用すること。

ア 札幌市内スキー場等を紹介するパンフレット（英語）1,000部程度

https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/snowresort/documents/powder_in_sapporo_en202502_1.pdf

イ 札幌の四季折々の観光の魅力を紹介するパンフレット（英語）200部程度

<https://visit.sapporo.travel/travelinfo/pamphlet/>

(5) ノベルティ及びパンフレットなどの郵送等について

ノベルティやパンフレットなどの郵送や配架等については受託者で対応すること。ただし、前述の(1)－ウ－(オ)のノベルティ及び前述の(4)のパンフレットを STE2025

で使用する場合で、委託者事務室から EMS で郵送できる場合は、費用も含めて委託者で別途郵送対応することができる。なお、この場合におけるオーストラリア国内での到着先・保管場所等については、受託者が用意すること。

5 業務履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 2 日（月）までの間の所定の日とする。所定の日については、本業務の内容に応じ委託者が定める。

6 履行にあたっての注意事項

(1) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

(3) 環境への配慮

業務の実施に当たっては、可能な限り環境配慮に努めること。

- ア 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。
- イ 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- エ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- カ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他必要事項

- (1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 調査の実施にあたっては、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。